

令和 6 年 1 1 月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和 6 年 1 1 月 1 9 日開催

会 議 録

開催日時		令和6年11月19日（火） 午後7時00分 開会 午後8時01分 閉会	
場 所		旭川市教育委員会 教育委員会室	
出席者	教 育 長 及 び 委 員	教育長 野崎 幸宏、 教育長職務代理者 伊東 義晃、委 員 近藤 美保 委 員 山崎 與吉、委 員 坂田 葉子	
	事 務 局	説明員 学校教育部長 坂本 考生 学校教育部次長 中瀬 恭子 学校教育部次長 末木 良典 学校教育部主幹 工藤 秀敏 学校施設課長 板東 俊光 教職員課長 山下 聡司 佐藤 弘康 主藤 肇	
	事 務 局 職 員	教育政策課長補佐 佐々木孝二郎 教育政策課主査 朝倉 裕幸	
	傍 聴 者	0 人	
公開・非公開の別		一部非公開	
会 議 次 第		1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 令和6年度一般会計予算の補正について ・議案第2号 いじめの重大事態に係る再調査の結果を踏まえた対応について ・議案第3号 令和6年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について ・報告第4号 契約の締結（臨時代理）について 5 報告事項 （1） 旭川市議会令和6年第3回定例会の報告について （2） 神楽岡小学校における事故について 6 その他 7 閉会	

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
教 育 長	《 開 会 》 ただいまから、令和6年11月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日の議事に入ります前に、御報告があります。 まず、先日の市議会定例会において、10月14日付けで、伊東委員が教育委員として就任されました。伊東委員は中学校の校長、上川教育研修センターの所長を歴任されておりました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されております。 これにより、10月14日付けで、教育長職務代理者として教育委員会委員の中から伊東委員を指名いたしましたので御報告いたします。 ここで、伊東委員から、一言頂ければと思います。よろしくお願いいたします。	
伊 東 委 員	今御紹介いただきました、伊東と申します。38年間中学の教員をしていました。その経験を微力ながらも生かし、また、教育委員の皆様には様々なことをご教授いただきながら、この職務に尽力していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。	
教 育 長	ありがとうございます。それでは、本日の議事に入りたいと思います。 《会議録署名委員》	
教 育 長	本日の会議録署名委員は、伊東委員、山崎委員を指名します。 《 前回会議録 》	
教 育 長	会議録ですが、令和6年7月定例会（令和6年7月17日開催）の会議録については、既にお手元に配付をされておりますが、その内容について、御意見はありますか。	
各 委 員	ありません。	
各 教 育 長	御意見がありませんので、令和6年7月定例会の会議録については、承認をするということで御異議ありませんか。	
各 委 員	異議ありません。	
各 教 育 長	「異議なし。」と認め、令和6年7月定例会の会議録については、承認することといたします。 なお、8月第1回臨時会、第2回臨時会、8月定例会、8月第3回臨時会、9月定例会及び10月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということでよろしいですか。	
各 委 員	異議ありません。	
各 教 育 長	「異議なし。」と認め、これら6回の会議録については、調製後、承認することといたします。	

教 育 長	《 審議事項 》
各 委 員 長	それでは、審議事項に入ります。 お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧をご覧ください。議案第1号、議案第2号、報告第1号から追加議案であります報告第4号まで及び報告事項(2)は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号、議案第2号、報告第1号から報告第4号まで及び報告事項(2)は、秘密会といたします。 また、報告第1号から報告第3号までは、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第1号から報告第3号までは、会議録は概要を記載することといたします。 《議案第3号》
教 育 長 学校教育部次長	それでは、議案第3号「令和6年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について」、説明願います。 本件は、令和6年4月18日に実施しました本調査の結果に関わり、資料のとおり、議案第3号資料、『調査結果報告書・指導の改善策』等の概要、別冊1「調査結果報告書・指導の改善策」、別冊2「旭川市学力向上授業ポイント集」及び別冊3「旭川市学力向上学習プリント集」としてまとめ、所管する小・中学校及び市民に公表しており、本報告書等は本市の児童生徒の実態に即した学力の向上が図られるよう、本調査の実施主体である文部科学省が示す実施要領を踏まえ、調査の設問及び質問項目から、調査結果を分析した成果や課題の状況と、各学校で取り組む必要があると考えられる授業の改善策をまとめたものです。 本年度の報告書等は、A4判1枚の資料と、3つの別冊からなっております。A4判1枚の資料は、本年度の概要版となっており、先生方が手元に置いておくことで事業改善の視点を意識し、必要に応じて別冊の内容を確認しながら、授業づくりに取り組むことができるよう、教員の活用を促してまいります。 別冊1の「調査結果報告書・指導の改善策」は、調査結果及び成果と課題、課題の改善策等を1冊にまとめたものとなっており、別冊2の「旭川市学力向上授業ポイント集」は、国語、算数・数学、理科、英語の授業づくりや授業DXの推進におけるポイント等をまとめたものとなっております。 別冊3の「旭川市学力向上学習プリント集」は、調査結果を踏まえ、本市の児童生徒が苦手とする内容等に関わる国語、算数・数学、理科及び英語の学習プリントとなっております。

それでは、別冊1「調査結果報告書・指導の改善策」について説明します。2ページが小学校、3ページが中学校の教科に関する調査結果の概要です。

上段は国語、算数・数学の領域別のレーダーチャートを示しております。小学校の全教科領域別の状況につきましては、北海道と比べて、全10領域のうち、国語の6領域中「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「我が国の言語文化に関する事項」、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の5領域において正答率が上回っております。また、全国と比べて、国語の6領域中「我が国の言語文化に関する事項」、「読むこと」の2領域において正答率が上回っております。

中学校の全教科領域別の状況につきましては、北海道と比べて、全10領域のうち、国語の6領域中「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「我が国の言語文化に関する事項」、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の5領域において正答率が上回っております。また、全国と比べて、国語の6領域中「情報の扱い方に関する事項」の領域において正答率が上回っております。

「第2期旭川市学校教育基本計画」における、「基本施策1 確かな学力を育成する教育の推進」の指標の1つに、本調査の「国語と算数・数学において正答数を4つの階層に分けたうち、最も正答数の少ない層に該当する児童生徒の割合」が位置付けられていることを踏まえ、この割合について分析を行っております。

グラフ中【A】が上位25%、【B】が上位25%のそれぞれの層に属する児童生徒の割合を示しています。小学校では、正答数の少ない割合は、国語は、北海道より低く、全国より高い状況となっており、算数は、北海道、全国より高い状況となっております。また、正答数の多い層の割合については、国語、算数ともに北海道より高く、全国より低い状況となっております。中学校では、正答数の少ない層の割合は、国語、数学ともに、北海道、全国より高い状況となっております。また、正答数の多い層の割合は、国語、数学とともに、北海道及び全国より低い状況となっております。

無回答率の状況についても掲載しております。小学校では、国語の無回答率は、全国及び北海道より低い状況となっております。算数の無回答率は、北海道より低く、全国と同じ割合となっております。中学校では、国語及び数学の無回答率は、全国及び北海道より高い状況となっております。

次に、各教科の調査結果について、設問ごとに詳細な分析を行い、成果や課題をまとめて示しております。なお、各教科における個別の設問については、正答率をそれぞれ示しております。

「教科に関する調査結果の課題の改善策」では、国語及び算数・数学において、「課題が見られた設問」に対する改善策を4つずつ示すとともに、各改善策を1ページにまとめており、「課題が見られた問題の出題の趣旨」「旭川市の子どもたちがどこでつまづいたのか」「具体的な改善策」を踏まえ、国語は「授業例」、算数・数学は「指導の工夫例」を掲載し、指導歴の浅い若年層教員をはじめ、全ての教員に活用いただき、児童生徒一人一人に応じた指導の充実を図るための改善策を作成しております。

次に、「児童生徒質問調査結果の概要」について御説明します。本年度の児童生徒質問調査の質問項目については、それぞれの質問項目を本市の「確

かな学力の育成を図る指導の重点」である「学びを深める授業づくり」「落ち着いた学級づくり」「望ましい学習習慣づくり」の3つのカテゴリーに分類し、分析しております。その分析方法につきましては、昨年度同様、質問項目に「している」、「どちらかといえばしている」など肯定的な回答をした児童生徒の割合が80%以上を「肯定的な回答が多い割合を示した質問項目」、60%未満を「肯定的な回答が低い割合を示した質問項目」として整理しています。

また、クロス集計については、教科に関する調査の正答数が多い層をU層、それ以外をE層として区分し、正答数と学習習慣の相関を分析しています。

「旭川市の子どもたちの概況」では、児童生徒質問紙調査の分析結果をまとめております。カテゴリーごとに、分析の結果を示すとともに、特徴的な質問項目について、3年間の経年比較、クロス集計の例を掲載しております。

「児童生徒質問に関する調査結果の課題の改善策」について御説明します。先ほど説明しました3つの分類の質問調査における児童生徒の回答状況等を踏まえ、3つの改善策を示しました。改善策1では、指導の重点「学びを深める授業づくり」のキーワードとして各学校に示している「学習内容の確実な定着」に資するよう、指導と評価の一体化や見通しと振り返りの充実などを示しております。改善策3では、指導の重点「望ましい学習習慣づくり」について、共通理解に基づく、効果的な宿題、家庭学習の取組として、端末を活用した宿題や家庭学習の取組例など児童生徒に必要感を持たせる家庭学習の在り方など、学校と家庭が連携し取り組むための工夫等について示しております。

なお、児童生徒に望ましい学習習慣を身に付けさせるためには、学校と保護者が連携し、児童生徒の学習意欲の喚起や学習時間の確保が必要であると考え、年2回「学習習慣・生活習慣確立月間」を設定し、児童生徒の望ましい学習習慣や生活習慣の確立に向け、本市全体で取り組んでいるところです。

本報告書等につきましては、別冊1の最終ページに掲載している「旭川市授業力向上プロジェクト」の国語、算数・数学及び学習習慣・生活習慣改善等の6チームの教員に御協力いただき、作成いたしました。

別冊2の「旭川市学力向上授業ポイント集」については、本年度新たに、「子どもの資質・能力を育成するためのICT活用に向けて」を作成し、授業改善を進めるためのICTの効果的な活用に向け、各教科に共通する視点等についてまとめ、示しております。さらに、その後に示している、国語等の各教科ごとの指導のポイント等についても、内容のアップデートを図っております。

別冊3の「旭川市学力向上学習プリント集」については、詳細な説明は省略させていただきますが、本年度の調査結果等に基づき、国語、算数・数学、理科及び英語について内容の改善・充実を図っております。

以上が、調査結果の公表内容及び改善策等の内容となります。

本報告書等は、教育委員会会議の後、いただいた御意見を踏まえて修正等を行い、市のHPに公表するとともに、各学校に通知します。

教 育 長 伊 東 委 員	公表後は、1月に開催予定の学力向上研修会において、各学校の学力向上を担う教員等に対して、本報告書について説明し、周知を図ります。また、その他各種研修会や学校訪問における指導助言、校長会・教頭会への働きかけ等を通して、本報告書等を自校の取組の改善に生かすことについて、理解の深化を図ってまいります。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 改善策が明確にされていて、児童生徒の学力向上に向け、とても参考になる資料であると思いました。校長会等で、より具体的な現場の意見を聞いて、より良い内容となるよう、積極的に活用していただきます。
教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第3号「令和6年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第3号については、原案どおり決定します。
学 校 教 育 部 長	《報告事項》 それでは、報告事項に入ります。 報告事項(1)「旭川市議会令和6年第3回定例会の報告について」、報告願います。 会期は、令和6年9月10日から同年10月10日までの通算31日間です。学校教育部に係る議案は、令和5年度旭川市一般会計決算の認定について、令和6年度旭川市一般会計補正予算、専決処分の報告でした。 まず、9月6日に、子育て文教常任委員会が開催され、日本共産党の中村委員より物価高騰による学校給食への影響について質疑がありました。 続いて、9月11日、12日の2日間、補正予算等審査特別委員会が行われ、市民連合の塩尻委員から小中学校ネットワークアセスメントについて質疑があり、9月17日には緊急質問が行われ、民主連合の品田議員より、いじめ問題再調査委員会の答申と報告書について、共産党の能登谷議員より、再調査報告を受けての受け止めなど5項目について、無党派Gの上野議員より、旭川市いじめ問題再調査委員会報告と、理事者発言について、無所属の横山議員より、今回の報告を受けて今後の対応についてそれぞれ質問がありました。 また、9月18日から20日までの3日間で一般質問が行われ、無党派Gの金谷議員より、中央中学校への3校統合の経過を踏まえ、現在休止になっているバス路線の再開について、共産党の中村議員より、ICT教育について、無所属ののむらパターソン議員より、旭川少女凍死事件など6項目について、自民会議の高橋議員より、いじめ防止対策など2項目について、市民連合の高木議員より、コミュニティースクールと地域学校協働活動について、公明党の高花議員より、インクルーシブ教育について、それぞれ質問がありました。 次に、9月24日に大綱質疑が行われ、共産党のまじま議員より、いじめ防止等対策について質疑がありました。

	9月26日から10月2日までの5日間、決算審査特別委員会が行われ、自民会議の石川委員より、学校施設冷房設備整備費について、公明党の駒木委員より、子ども議会について、共産党の中村委員より、就学費用支援事業費など2項目、無党派Gの金谷委員より、部活動指導員配置促進費など2項目について、無所属の横山委員より、いじめ防止対策など11項目、さらに、自民会議の笠井委員より、「すくらむあさひかわ」など2項目、公明党の中野委員より、スクールカウンセラー活動促進費について、共産党の能登谷委員から、いじめ防止対策など4項目、民主連合の江川委員より、1人1台端末・モバイルWi-Fiルーターについてそれぞれ質疑がありました。学校教育部からの報告は以上です。
社 会 教 育 部 長	引き続き、社会教育部関係部分について報告します。社会教育部に係る議案は令和5年度旭川市一般会計決算の認定について、令和6年度旭川市一般会計補正予算についての2つです。 初めに一般質問において、2会派3人から質問があり、市民連合の小林議員より、中央図書館のインターネット環境の整備について、自民党・市民会議の菅原議員より、歴史的建造物の文化的価値について、市民連合の高木議員より、地域力の向上に向けてとして、市教委が進める地域との協働事業について質問がありました。 次に、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会において、5会派6人から質問があり、公明党の駒木委員より、20歳を祝うつどいについて、民主市民連合の高橋委員より、公民館事業について、無党派Gの金谷委員より、文化施設等整備費について、無所属の横山委員より、アイヌ施策推進費について、共産党の能登谷委員より、文化芸術振興について、民主市民連合の江川委員より、図書館費について質疑がありました。社会教育部からの報告は以上です。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項(1)「旭川市議会6年第3回定例会の報告について」は、報告を受けたことといたします。 《その他》
教 育 長 各 委 員 事 務 局	他に、何かありますか。 ありません。 ありません。 《議案第1号》
教 育 長 学 校 教 育 部 次 長	ここからは、秘密会といたします。 議案第1号「令和6年度一般会計予算の補正について」、説明願います。 本件は、令和6年度旭川市一般会計補正予算について、令和6年第4回定例市議会に議案を提案するよう市長へ意見を申し出るものでございます。 学校教育部は18事業について、補正する予定をしております。その全てが、令和6年8月の人事院勧告において、国家公務員の給与水準の改定が勸

社会教育部次長	告されたことを踏まえ、本市においても、会計年度任用職員の給料、報酬額等の増額を行うことになるものです。 管理事務費（事務局）、補正額1, 573千円から、教育指導費、補正額286千円までの計18事業、合計すると、237,750千円の補正を行うこととしております。財源は、全て一般財源となります。 なお、これらにつきましては、現時点で人事院勧告に対する国の閣議決定の状況が見通せないため、市労働組合との交渉も中段している状況であることから、協議が整わない場合は、第4回定例会で予算を補正することを見送る可能性があることを申し上げます。以上が、学校教育部の補正予算です。 続きまして、社会教育部の令和6年度旭川市一般会計補正予算について説明します。 第4回定例会では、社会教育部として大きく2つの内容があり、1つ目は事業費の増額補正、2つ目は債務負担行為の設定です。 まず事業費の増額補正について、先に学校教育部から説明があったとおり、令和6年8月に行われた人事院勧告を踏まえ、本市においても会計年度任用職員の給与改定を行うことに伴うものであり、各事業において計上されている報酬、給料及び職員手当等の予算を補正しようとするものです。 地域を支えるシニア世代人材育成費、補正額953千円から、博物館管理費、補正額1,207千円までの計11事業、合計41,330千円の補正を行うこととしております。財源は全て一般財源としております。 次に、債務負担行為の設定について説明します。大雪クリスタルホール補修費について、蛍光灯等の製造、輸出入廃止に対応するため、大雪クリスタルホールの音楽堂、大会議室、第2・第3会議室の照明装置のLED化への更新を令和7年度に予定しておりますが、器具の納期や施工前の準備期間等を考慮した結果、令和6年度中に契約を行う必要があることから、令和6年度から令和7年度までを期間として、355,190千円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものです。社会教育部の補正予算は以上です。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第1号「令和6年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。
各 委 員 教 育 長 教 育 長 学校教育部主幹	次に、議案第2号「いじめの重大事態に係る再調査の結果を踏まえた対応について」、説明願います。 いじめの重大事態に係る再調査の結果を踏まえた対応について、本資料は、令和6年10月定例教育委員会会議において報告した案を基に、これまでの取組の評価検証を行い、今後の方向性と取組について検討を加え、作成したものです。再調査報告書においては、再発防止策として「いじめの早期発見及びいじめの認知」、「いじめを発見するアンテナ」など6つの観点から、計29の項目の提言が示されているため、観点ごとにページを分けて整理をしております。

なお、(3) 今後の方向性と取組のうち、新規又は見直しを行う取組については、太字で表記しております。

それでは、新規又は見直しを行う取組を中心に説明いたします。

観点1「いじめの早期発見及びいじめの認知」では、5項目について提言されており、これらの提言に関連する対策として、いじめ見逃しゼロに向けたいじめの疑いを含む全件報告や教職員研修の強化に取り組んできているところです。その結果、令和5年度の認知件数が前年度約3.6倍増となるなど、積極的な認知の取組が進んでおります。また、取組の状況を踏まえ、学校からの報告回数や報告システムを変更するなど、教員の負担軽減を図ってきているところです。今後については、全件報告の取組を継続するとともに、教職員研修については見直しを行うこととし、法に基づくいじめの認知の一層の徹底を図るため、提言1から5の内容を盛り込んだ研修を実施してまいります。

観点2「いじめを発見するアンテナ」では、4項目について提言されており、提言6から8に関連する、現在の対策については、教職員研修の見直しを行うこととし、いじめを発見する感度の向上を図るため、提言の内容を盛り込んだ研修を実施してまいります。

提言9に関しては、令和5年度からいじめ対策推進リーダーを位置付けるなど、学校いじめ対策組織の強化等に取り組んできているところです。今後については、各学校の取組が一層実効的なものとなるよう、学校訪問等による指導助言を通じ、検証と改善に向けた取組を継続してまいります。

観点3「いじめの対処について」では、4項目について提言されており、これらの提言に関連する対策としては、いじめ見逃しゼロに向けた全件報告や、SNS等のインターネット上のいじめ事案に関する教職員研修の充実、学校いじめ対策組織の強化に関する取組のほか、提言12及び13に関しては、市の緊急支援チームの学校派遣や、心理士、弁護士等の専門職による児童生徒・保護者や学校への支援を実施しているところです。これらの対策については、継続・充実とし、いじめ対策弁護士の一層の活用などに取り組む、提言10に関しましては、教職員研修の見直しを行うこととし、いじめの特質や事案の背景を踏まえた対処等の徹底を図るため、提言の内容を盛り込んだ研修を実施してまいります。

観点4「いじめの重大事態と学校の対応」では、5項目について提言されており、これらの提言に関連する対策のうち、提言14、15及び18に関しては、令和5年3月に旭川市いじめの重大事態対応マニュアルの策定などに取り組んでいるところです。今後につきましては、令和6年8月に改訂された国のガイドラインを踏まえ、当該マニュアルを改訂し、学校への通知や教職員研修の実施を通じ、一層の徹底を図ってまいります。提言16に関しては、新たに心理士を講師とした、児童生徒や関係者への聴取方法に関する教職員研修を実施します。

観点5「いじめの重大事態と教育委員会」では、4項目について提言されており、これらの提言に関連する対策のうち、提言19及び20に関しては、重大事態となりうる恐れがある困難ケース事案把握時の随時報告と市の緊急支援チーム等による迅速な初動対応に取り組んでおり、今後も取組の継続と充実を図ります。

提言 2 1 に関しては、学校いじめ対策組織の強化等の取組のほか、働き方改革の推進による教職員の負担軽減の取組を進めており、令和 5 年度から教育委員会にいじめ対策コーディネーターを配置し、学校への支援に取り組んでいるところです。今後については、いじめ対策コーディネーターによる支援体制を継続するとともに、いじめ対策に専門的に従事する教職員の配置については、国や道に要望するなど、検討を進めてまいります。

観点 6「いじめの防止について」では、7 項目について提言されております。

提言 2 3 に関しては、性被害や性暴力を題材に扱った「生命の安全教育」の授業等を実施しているところです。本対策については、教育指導課と連携し、包括的性教育の取組について検討してまいります。

提言 2 4 に関しては、全小中学校における警察と連携した非行防止教室の開催など、情報モラル教育の推進に取り組んでいるほか、いじめ防止対策推進部において、相談窓口の設置や多様なツールによる相談対応を行っているところです。本対策については、新たに児童生徒の 1 人 1 台端末への情報モラル教材ソフトの導入について予算要望しており、家庭と連携した日常的・継続的な指導の充実を図ってまいります。また、性的ないじめ、性暴力事案に対する危機対応マニュアルの作成に取り組んでまいります。

提言 2 5 に関しては、小中学校 9 年間の系統的な人権教育に係る学習を推進してきているところです。本対策については、見直しを行うこととし、引き続き、人権教育に係る学習を推進するとともに、学務課と連携し、障害のある全児童生徒の個別の教育支援計画の作成や「すくらむ」の活用方法の検討に取り組んでまいります。

提言 2 6 に関しては、定期的なストレスチェックやいじめアンケート調査を実施し、教育相談を行っているほか、いじめ防止対策推進部による相談対応を行っているところです。本対策については継続・充実とし、ICT の活用等により、教職員の負担軽減を図りつつ、いじめ事案の積極的な把握に向けた取組を行ってまいります。

提言 2 7 に関しては、教職員研修の見直しを行い、本提言の内容を踏まえた研修を実施します。

提言 2 8 に関しては、小学校第 3 学年における人権教育プログラムや中学校第 1 学年における人権教育を実施しているところです。本対策については、継続・充実とし、児童生徒の人権意識を一層醸成するため、内容の精選を図りながら、人権教育プログラムを含む人権教育に係る学習を継続してまいります。

提言 2 9 に関しては、令和 5 年度から、学校、教育委員会と市長部局が一体となった、いじめ防止対策「旭川モデル」を推進しているところです。本対策については、市長部局と連携し、提言の内容を踏まえた対策について検討を進めます。今後については、実施できるものから速やかに取り組むこととし、見直しとした 9 つの取組については、新年度当初から実施できるよう準備を進めてまいります。

また、新規としている 5 つの取組については、新たな仕組みの創設や予算を必要とするものもあることから、関係課や市長部局とも協議しながら検討を進め、早期実施に向けて精一杯取り組んでまいります。なお、本資料に

教 育 長 伊 東 委 員	については、「旭川市いじめ防止対策に関する庁内推進会議」において説明した上で、市長に報告したいと考えています。以上です。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 いじめ問題に対して旭川市は全国の中でも先進的な取組をしていると思いますが、ここ数年の重大事態の発生状況について伺いたい。
学 校 教 育 部 主 幹 伊 東 委 員	これまでに本市で扱った重大事態の件数は、令和３年１件、令和４年１件、令和５年１４件、令和６年度１件の計１７件となっています。 いじめ問題は、行政や学校現場がどんなに対策をしても、我々の想像を超える新たな事案が全国で発生しているので、より感度を高くし、こういった資料に随時内容を落とし込み、内容を更新していくべきだと思いました。よろしくをお願いします。
教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第２号「いじめの重大事態に係る再調査の結果を踏まえた対応について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第２号については、原案どおり決定します。
	<報告第１号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」> 令和６年１１月１日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 <報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」> 令和６年１０月１日から同月３１日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 <報告第３号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」> 令和６年９月２５日から同年１０月２８日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
教 育 長 学 校 施 設 課 長	次に、報告第４号「契約の締結（臨時代理）について」、報告願います。 本件は、学校施設のエアコン整備に係る「令和６年度学校施設冷房設備設置業務（その１０）」の契約の締結について、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条に規定する予定価格１億５千万円以上の議会の議決を要する工事の請負契約に該当するため、令和６年第４回定例市議会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第１条第２項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたの

教 各 教	育 委 育	長 員 長	で、同条第3項の規定により報告するものでございます。 当該業務につきましては、東五条小学校ほか小学校2校の普通教室及び職員室等にルームエアコンを設置することにより、子どもたちの命と健康を守り、適切な教育環境の整備を図るものであり、指名競争入札の結果、契約金額1億6,489万円、履行期間を令和8年5月29日までとしまして、エーピーテクノ株式会社と契約を締結しようとするものでございます。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告第4号「契約の締結（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第4号については、報告のとおり了承します。 次に、報告事項（2）「神楽岡小学校における事故について」、報告願います。
学 校 施 設 課 長			令和6年9月2日午前10時40分頃、同校用務員が学校敷地内において刈り払い機を使用し、草刈り作業を行っていた際、ワイヤーが小石に接触し、そのはずみで飛んだ小石が駐車中の相手方車両に当たり、破損させた事故でございます。 この事故による過失割合は市が100%であり、損害賠償等、車両修理費の合計額を8万8,825円と定め、10月15日に専決処分をし、10月16日に成立しております。 また、再発防止策として、全小・中学校に本件発生の要因や草刈り作業における安全基準を改めて周知徹底する通知を発出したほか、各学校を巡回し、作業方法などに関わる個別指導を実施しました。 なお、本件につきましては、12月に開会を予定しております、旭川市議会令和6年第4回定例会において専決処分の報告をする予定です。
教 各 教	育 委 育	長 員 長	本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（2）「神楽岡小学校における事故について」は、報告を受けたこととします。
育 各 教	委 育	長 員 長	《 そ の 他 》 本日の審議事項等は以上ですが、他に何かありますか。 ありません。 それでは、以上で令和6年11月定例教育委員会会議を終了いたします。 《 閉 会 》